

多文化共生における社会基盤整備を求める意見書

我が国における深刻な人手不足に対応するため、外国人を労働者として広く受け入れる在留資格新設を柱とする改正出入国管理法などが今国会で成立し、2019年4月に施行されることとなった。

現在の在留外国人数は約264万人、うち、外国人労働者数は過去最高の約128万人であり、その4割は技能実習生と留学生のアルバイトが占めているが、その中で、人権侵害や過重労働・賃金未払い等、労働関係法令違反などの問題が生じてきた。今回の法改正は、こうした実態も踏まえ、外国人材の人権を保障するとともに、職場での適切な労働と地域での共生を推進するため、新たな制度を創設するものである。

政府においては、受入れ環境の整備について、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を年内にも取りまとめることとしているが、7月に示された検討の方向性によれば、教育、行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備、地域における多文化共生の取組の促進・支援、医療・保健・福祉サービスの提供、住居、防災対策など、その多くは地方自治体における取組が想定されるものである。

については、国におかれては、外国人材の受入れに当たって、多文化共生の社会基盤及び適切な労働環境を整備するため、次の事項について早急に取り組むよう求める。

- 1 総合的対応策に基づく受入れ環境の整備に当たり、教育、行政・生活情報の多言語化等、地方自治体が取組む多文化共生に係る各種事業について支援を行うとともに、必要な財政措置を講じること。
- 2 給与・休暇・福利厚生など、労働環境の整備を推進すること。
- 3 法令違反、不正行為に対する厳格な対応を図るとともに、相談窓口を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	石	田	真	敏	殿
法務大臣	山	下	貴	司	殿
厚生労働大臣	根	本		匠	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 村田正治

無戸籍問題の解消を求める意見書

無戸籍問題とは、子の出生の届出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子どもや成人がいることに起因して生じている社会問題である。

無戸籍者は、自らに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などで救済されるケースを除き、住民票への記載や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等ができないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益を被っており、無戸籍問題は基本的人権に関わる深刻な問題である。

また、無戸籍者は、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益を被るだけでなく、自らが無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要である。

については、国におかれては、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益を被ることのないよう、次の事項に早急に取り組むことを強く求める。

- 1 強制認知調停の申立てについては、その受付等の際に家庭裁判所の窓口で不適切な指導がなされることのないよう是正を求めるとともに、これに関する法務省等関係機関のホームページの記載を改め、その申立書の書式の改定等を進めること。
- 2 関係府省庁によるこれまでの類似の通知等により、無戸籍状態にあったとしても、一定の要件の下で各種行政サービス等を受けることができるとされているが、そのことが自治体職員まで徹底されず、誤った案内がなされている事例が見受けられる。窓口担当者を含め、関係機関に対し無戸籍者問題の理解を促し、適切な対応を周知徹底すること。
- 3 嫡出否認の手續に関する提訴権者の拡大、出訴期間の延長などの見直しや、民法第772条第1項の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	石	田	真	敏	殿
法務大臣	山	下	貴	司	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 村田正治

国民公明国民

妊娠・出産を社会全体で支援するために、医療費の妊婦
加算制度の見直しを求める意見書

今年度から妊娠している女性に配慮した丁寧な診療を行うことを目的として、妊婦が医療機関を受診した際に医療費が上乘せされる「妊婦加算」が実施されているが、この妊婦加算に対し、様々な方面で疑問や反対の声が寄せられている。これを受け、厚生労働省も妊婦でない患者と変わらない診療の場合は加算できないとするなど運用の厳格化を医療機関に示すとともに、中央社会保険医療協議会に制度見直しの議論を行う方針を示した。

そもそも我が国最大の課題である少子化問題を解決するためには、社会全体で妊娠・出産を支援することが重要であり、妊娠することによって妊婦の自己負担が増加する施策は、この社会問題を解決する姿勢とはそぐわないものである。また、医療機関は受診の際に妊娠に対してだけでなく、患者が自覚していない疾病を含め、あらゆる状態に対しても配慮を行い、患者の健康を守ることが使命である。

については、国におかれては、妊婦加算の速やかな制度の見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
厚生労働大臣	根 本 匠 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書

いわゆる「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律の総称であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものが最初である。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪府北部地震、平成30年7月豪雨災害の際にも同様の法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させている。

しかし、これまでの法律は、台風や地震などの個々の災害に対応した時限立法として、災害発生の度に立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、同様の災害発生時に、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。

については、国におかれては、近年、災害が頻発化する中、その度に立法措置を講じるのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、「義援金差押禁止法」の恒久化に向けた議論を進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣	根 本 匠 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣（防災）	山 本 順 三 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切にし、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

については、国におかれては、認知症施策の更なる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、次の事項に取り組むことを強く求める。

- 1 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックの作成等による支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修などの支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
厚生労働大臣	根	本		匠	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 村田正治

Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書

Society 5.0の時代は、これまで以上に人間が中心の社会であり、読解力や考える力、対話し協働する力など、人間としての強みを活かして一人一人の多様な関心や能力を引き出すことが求められている。

そのためには、これまでの日本の教育の良さを活かしつつ、AI、IoT等の革新的技術をはじめとするICT等の活用による新たな教育の展開が不可欠である。

そのような中、一人一人の興味関心や習熟度に対応した公正に個別化・最適化された学びを可能にするだけでなく、データ・進捗管理に伴う教員の負担軽減にもつながる「EdTech」イノベーションの波が世界各国の教育現場に及び、「学びの革命」が進んでいる。

EdTechを学校教育現場で活用するには、前提としてICT環境の整備が不可欠であるが、我が国の学校教育現場におけるICT環境の実態は、整備状況（通信容量・PCのスペック・台数等）に自治体間格差も大きく、このままでは生徒全員が十分にEdTechを活用するのは困難な状況にある。

については、国におかれては、次の項目を実現するよう強く要望する。

- 1 2018年度から2022年度まで行うことになっている地方財政措置について、自治体においてICT環境整備に向けられるよう周知徹底するとともに、より使い勝手の良い制度にするなど、一層の拡充を行うこと。
- 2 ICTを活用した教育を推進するため、教員や児童生徒のICT利活用を援助する役割がある「ICT支援員」の配置が進むよう周知徹底するとともに、教員向けの研修等の充実を図ること。
- 3 「公正に個別最適化された学び」を広く実現するため、学校現場と企業等の協働により、学校教育において効果的に活用できる「未来型教育テクノロジー」の開発・実証を行い、学校教育の質の向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	石	田	真	敏	殿
文部科学大臣	柴	山	昌	彦	殿
経済産業大臣	世	耕	弘	成	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 村田正治

障がい者雇用水増し問題の再発防止策の徹底及び障がい者の労働環境整備を求める意見書

共生社会の実現に向けて、障がい者の雇用機会を広げ、障がいのある人でも個々の能力や適性に応じて働き、地域で自立できる社会を築くことを目的に、雇用が促進されてきた中で、いわゆる水増し雇用が明らかとなった。

政府は、国の行政機関の8割に当たる28機関で、平成29年6月1日現在、障がい者に該当する職員として雇用していた計約6,900人のうち、国のガイドラインに反して約3,400人を障がい者として誤って算入していたとの調査結果を公表した。これにより、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく平成29年度の法定雇用率は2.3%と義務付けられていたが、それを下回る1.18%に過ぎないことが判明した。誰もが社会参加できる共生社会を目指す法の趣旨に照らしてあってはならないことである。

政府は、国の行政機関の障がい者雇用水増し問題について、第三者の検証委員会の報告書を公表するとともに、公務部門における障がい者の雇用確保策や再発防止策の基本方針をまとめた。

については、国におかれては、障がい者団体などからも意見を聴取することにより、障がい者の安定した雇用を目指し、共生社会の実現に向けて、次の事項について取組を進められるよう強く求める。

- 1 障がい者の無期雇用の推進、適切な労働時間の設定、必要な施設・設備の設置、援助者の配置等の労働環境の整備を行うこと。
- 2 国家公務員の採用について、障がい者を対象とした統一の筆記試験の実施により、速やかに対応すること。
- 3 各省庁等や地方自治体へのガイドラインの周知徹底、雇用状況の定期的な把握・確認体制の構築、第三者機関による監督・チェック体制の強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	石	田	真	敏	殿
厚生労働大臣	根	本		匠	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿
人事院総裁	一	宮	なほみ		殿

京都府議会議長 村田正治

改定水道法を撤回し、財政支援の強化等を求める意見書

水道事業は、憲法が保障する生存権を保障するものとして、地方公営企業法と相まって、公共の福祉の増進が目的とされてきた。しかしながら、国による過剰な需要を見込んだダム建設など、過大な投資が水道事業の経営を大きく圧迫している。また、赤字であっても独立採算制により、一般会計からの繰り入れも制限され、老朽管の更新や耐震化も進まない実態が広がっている。

改定水道法は、こうした深刻な水道事業の現状を解決するどころか、水道施設の所有権を自治体に残したまま、運営権を民間に売却するコンセッション方式の導入など民営化を促進すること。また、広域化を促進することで、簡易水道や自己水源の廃止につながり、災害対応にも有効な自治体による地域分散型水道を否定し弱体化させること。さらに、料金値上げなど民間の運営に対するチェック機能が働かなくなることなど、改定水道法の強行は到底認められない。

府内でも、「命に直結する水道事業を、利益最優先の民間業者に任せていいのか」との声が広がっている。世界では、民営化で料金の高騰、水質悪化などから再公営化の動きが加速し、2000年から15年間で37カ国、235事業にも上っている。世界の水道事業の民営化の失敗は、水は人権、自治が基本だということをおしえてくれている。

については、国におかれては、改定水道法を撤回し、住民の貴重な財産である水道インフラは、自治体主体で健全な運営が可能となるよう、水道事業が抱える問題の解決に向け、過大な需要を見込んだダム開発の中止、技術職員の確保、財政支援の強化等を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	石	田	真	敏	殿
厚生労働大臣	根	本		匠	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 村田正治

改正水道法の廃止と持続可能な水道の基盤強化を求める意見書

自治体の水道事業の広域化や民間参入を促す改正水道法が12月6日に衆議院本会議で可決された。この改正の趣旨は、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るためとされている。改正水道法を巡っては、自治体が施設を所有したまま運営権を民間事業者に売却する「コンセッション方式」の推進の是非が焦点となり、海外では、利益が優先され水道料金の値上げや水質悪化を招き再公営化した失敗例が続出しており、不安を残したまま民営化へのハードルが引き下げられたと言える。

コンセッション方式の導入には、災害や経営破綻の際の給水体制確保にも懸念が残っている。最終的な責任は自治体が負うということになっているが、20年以上とされる契約期間の長さにおいて、自治体から技術やノウハウが失われるのではないかと、営利企業がどこまで維持管理に取り組むのか、利益が出なければ撤退するのではないかと等のリスクについて、十分な審議が行われたとは言えない。

また、民間の参入が想定されにくい赤字を抱えた小規模自治体については、都道府県が旗振り役になって広域連携を進める方針であるが、必要となる支援の充実や財源措置が十分に図られるべきである。

国民の生命に直結する最も重要なインフラである水道事業は、安全な水を守り、事業を安定的に持続するため、徹底的な情報公開の下で、水道事業を監視することが必要である。

については、国におかれては、国民への説明が不十分な改正水道法を廃止し、将来にわたって持続可能な水道の基盤強化を進めるため、慎重に制度設計されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	石	田	真	敏	殿
厚生労働大臣	根	本		匠	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議員 村田正治

水道法改正に対して持続可能な水道の基盤強化を求める意見書

自治体の水道事業の広域化や民間参入を促す改正水道法が先の国会で成立した。人口減少に伴う水需要の減、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等水道の直面する課題に対応するため、計画的な施設更新を水道事業者の努力義務とする、市町村を超えた広域連携を容易にする、官民連携の「コンセッション方式」を導入しやすくすることなどを主な柱として改正したものである。

国会の審議では、「コンセッション方式」が焦点となったが、日本でも空港事業などで既に導入例があり、経営の効率化や施設の維持・管理などで一定の成果をあげている。利益が優先され水道料金の値上げや水質悪化を招き、再公営化した海外の事例を引き合いにした批判があるものの、こうした事態を避けるため、改正法では自治体が条例で料金や管理水準などの枠組みを決めたうえで民間業者を選定し、議会の議決と厚生労働大臣の許可を得ることとしており、業務状況は自治体が日常的に監視し、災害時の対応も事前に取り決めることとしている。また、民間の参入が想定されにくい小規模自治体については、都道府県が旗振り役になって広域連携を進める方針となっている。全ての国民が水道の恩恵と安心・安全な水の供給を将来にわたって享受できるよう、国、地方自治体及び水道事業者等の相互の連携を深め、水道基盤の強化を図らねばならない。官民連携などはそのための手法の一つである。

については、国におかれては、水道事業は国民の生命に直結する最も重要なインフラであることを念頭に、経営基盤の脆弱な小規模な水道事業者にも配慮し、水道基盤の強化が着実に進められるよう、十分な財政措置を行うとともに、適切かつ慎重な制度設計を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	石	田	真	敏	殿
厚生労働大臣	根	本		匠	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 村田正治

日本を再び戦争する国に逆戻りさせる憲法9条改悪に反対する意見書

先の臨時国会では、「安倍政権のもとでの9条改憲は許さない」という国民世論と野党共闘の力が、憲法審査会への自民党改憲案提案を断念に追い込んだ。しかし、安倍首相は、憲法9条を変えることに、執念を燃やしている。安倍首相は、「憲法9条に自衛隊を書き込むだけで、自衛隊の権限も任務も、何も変わらない」と言っているが、ひとたび憲法9条に自衛隊を明記すれば、戦力の保持を禁じている9条2項が形骸化し、自衛隊は無制限に武力を行使することが可能になる。そうなれば、自衛隊員が、戦場で殺し殺される事態が起こることは、火を見るより明らかである。

すでに、2015年に安保法制＝「戦争法」が成立して以降、自衛官の応募が激減している。そこで、防衛省が、全国の自治体に自衛官募集業務に協力することを強要し、京都府が、無条件に協力していることは重大である。

については、国におかれては、自衛官募集業務への協力の強要は直ちに中止し、日本を再び戦争する国に逆戻りさせる憲法9条の改悪は、きっぱりと断念すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
法務大臣	山 下 貴 司 殿
外務大臣	河 野 太 郎 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
防衛大臣	岩 屋 毅 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げをを求める意見書 **兵庫**

高すぎる国民健康保険料（税）に住民が悲鳴をあげている。滞納世帯は289万、全加入世帯の15%を超え、京都府でも3万8,388世帯にのぼり、無保険になったり、正規の保険証を取り上げられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した事例が、全日本民医連の調査で、昨年一年間で63人にのぼるといふ深刻な事態も起こっている。

日本医師会などからも、国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険料（税）を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めているところである。

高すぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するためには、公費を投入するしかなく、全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には、公費を1兆円投入して、協会けんぽの保険料並みに引き下げを政府・与党に求めたところである。

国民健康保険法第4条は、国の責務として、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないと規定している。この趣旨を生かすためには、国が、国庫負担を引き上げることが肝要である。

については、国及び関係機関におかれては、次の事項を強く要望する。

- 1 高すぎる国民健康保険料（税）を「協会けんぽ」並みに引き下げのため、「均等割」「平等割」を廃止し、国は1兆円の公費投入を行うこと。
- 2 国による保険料（税）の免除制度をつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	石 田 真 敏 殿
厚生労働大臣	根 本 匠 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

教職員を増やし、異常な長時間労働の是正を求める意見書

子どもたちは、人類が蓄積した文化を学び、他者との温かい人間関係の中で、一人ひとりが个性的に人として育つ。その人間形成を支える教員の仕事は、自らの使命への自覚、それと結びついた広い教養や深い専門的な知識・技能が求められる尊い専門職である。

ところが、国が教員の授業負担を増やしたため、教職員の長時間労働が社会問題となっている。国の「教員勤務実態調査」(2016年)によれば、教員は月曜日から金曜日まで毎日平均12時間近く働き、休みのはずの土日も働いている。精神疾患による休職者が増え、過労死も後を絶たない状況で、教員の長時間労働は限界に達している。京都でも、月80時間の「過労死ライン」以上の超過勤務者は、小学校52%、中学校72%、高等学校38%、特別支援学校31%となっている。教員の長時間労働は、「先生、遊んで話を聞いて」の声に応じたり、いじめなどに対応する時間や心の余裕がなくなったり、子どもにとっても深刻な問題である。小学校の教員の多くが一日5コマ、6コマの授業をしているが、6コマの授業をこなし、法律通りに45分の休憩をとれば、残る時間は25分程度となり、授業準備や採点、各種打ち合わせや報告書づくりなどの校務が終わるはずがなく、長時間の残業は必至である。

こうした教職員の異常な長時間労働をなくすために、(1)持ち時間数の上限を決め、そのための定数改善を行う、(2)現場に負担を与えている学校の業務を削減・中止する、(3)教職員の働くルールを確立する、(4)公立・私立での非正規教職員の正規化と待遇改善をすすめることが必要である。先進国最下位の教育予算のGDP比を0.1ポイント引き上げるだけで、小中学校の教員定数を10年間で9万人増やすことができる。

ついては、国におかれては、教職員を増やし、異常な長時間労働の是正を行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	石	田	真	敏	殿
文部科学大臣	柴	山	昌	彦	殿
厚生労働大臣	根	本		匠	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 村田正治

教育格差をなくし、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書

今日、子どもの貧困率は13.9%、ひとり親家庭の貧困率は50.8%となり、すべての子どもたちの豊かな学びのために、教育予算の増額と教育条件の改善は急務である。

ところが、国の制度としての35人以下学級は、小学校1、2年生まで進んだものの、3年生以降への広がりは見られない。また、小学校での専門を生かした指導を豊かにする専科教員配置も不十分である。

一方、「高校無償化」に所得制限が導入され4年経ち、「見直し」が行われているが、所得制限をなくし、「高校無償化」の復活、公立・私立ともに学費の無償化が求められている。さらに、大学生への「給付型奨学金」も対象者数や金額でも決して十分とはいえない。

そして、特別支援学校の児童・生徒が急増しているが、学校建設や老朽施設の改修が追いつかずに、劣悪な教育環境のまま先延ばしとなっている。

日本の教育機関への公財政支出は3.2%で、OECD諸国中で最下位に戻っている。OECD諸国平均の4.4%まで引き上げれば、小・中・高校のすべての学年で「35人以下学級」の実現のみならず、教育条件整備と公立・私立ともに就学前から大学まで教育の無償化をすすめることが可能となる。

については、国におかれては、ゆきとどいた教育の実現のために、次の項目の実現を求める。

- 1 教育予算をOECD諸国並みに計画的・段階的に増やし、ゆきとどいた教育条件をすすめること。
- 2 国の責任で小・中学校、高等学校の35人以下学級を一刻も早く実現し、幼稚園や特別支援学級・学校の学級編成の標準の引き下げをすすめること。
- 3 教育費の保護者負担を軽減し、教育の無償化をすすめること。「高校無償化」を復活、私学助成国庫補助の増額、返済不要の給付制奨学金制度の拡充、大学等の学費引き下げをはかること。
- 4 公立・私立ともに豊かな環境で学べるよう、教育条件や施設の改善をすすめること。正規・専任の教職員を増やし、特別支援学校の過大・過密の解消、学校耐震化率100%を早期に実現すること。
- 5 東日本大震災などの地震や自然災害と福島原発事故被害の子どもを守り、学校と地域の要望を反映した復旧・復興をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
総務大臣	石	田	真	敏	殿
文部科学大臣	柴	山	昌	彦	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議員 村田正治

出入国管理及び難民認定法改正案の強行採決に抗議し
抜本の見直しを求める意見書

英彦

12月8日、外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした「出入国管理及び難民認定法改正案」が参議院本会議で強行採決された。しかし、法案審議が進むほどに、外国人労働者をモノ扱いし、「使い捨て」を拡大する法案の問題が次々と明らかになり、法案を正当化する政府の主張は完全に破綻し、世論調査でも「成立を急ぐ必要がない」という声が6割から8割に達した。

そもそも、法律の最大の狙いは、「人手不足」対策として、「特定技能」という資格を新設し、これまでよりもはるかに広い業種で外国人労働者が働くことを可能にすることにある。さらに、政府が外国人技能実習制度で起こっている大量の失踪の実態について、最低賃金以下の酷使や、暴行・セクハラなどが横行していた事実を隠ぺいし、調査結果のねつ造や、虚偽答弁を繰り返したことも極めて重大である。

暗躍する人材ビジネスやブローカーを排除できない仕組み、医療などの社会保障や日本語習得の問題、留学生の無権利状態も放置のまま、まさに外国人労働者を「安い労働力」としか見ない安倍政権の姿勢は、国際的にも到底認められない。

については、国におかれては、出入国管理及び難民認定法の一部改正については、実施せず、外国人技能実習制度とともに、抜本的な見直しを行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	石 田 真 敏 殿
厚生労働大臣	根 元 匠 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

水産改革関連法の見直しを求める意見書

水産

政府は、水産改革関連法案を国会で十分な議論もされないまま、強行採決した。

改正案では、漁業権の地元漁民への優先付与をやめ、「漁場を適切かつ有効に活用している」という新しい基準が作られた。同時に大型船のトン数規制が撤廃されており、大企業等が資本力を生かし、経営展開を広げることで長期的に漁業権が独占されていくことが危惧される。

さらに法案は、漁業調整委員会の公選制を廃止し、知事の任命制とする。これは漁業者の被選挙権を奪う暴挙であり、透明性のない中で漁場利用の調整が行われることは重大な問題である。また、資源管理のために導入する漁獲割当制度に沿岸漁業者の同意が明記されず、沿岸漁業への影響は考慮されていない。

その上で、漁業法の目的から「漁業者及び漁業従事者を主体」や「漁業の民主化」などの文言が削除されていることから、これらの改正が強権的に地元漁民から漁業権を奪い、企業に売り渡すことを本質とすることは明らかである。

こうした改正案について、政府主催の説明会に参加した沿岸地区の漁協は77組合だけであり、955ある漁協のわずか1割にも達していない。現場を置き去りにしない、浜と漁業者が主役になれる政策転換こそが求められる。

については、国におかれては、改正された漁業法を見直し、漁業法の「漁業者及び漁業従事者を主体」「漁業の民主化」の文言を戻すこと、漁業調整委員会の公選制の復活、大型船のトン数規制や漁獲割当制度への沿岸漁業者の同意を行うことなどを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	石 田 真 敏 殿
農林水産大臣	吉 川 貴 盛 殿
国土交通大臣	石 井 啓 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 村 田 正 治

消費税の10%増税中止を求める意見書

扶産

政府は、来年10月に消費税10%増税を強行しようとしている。

消費税率が8%に増税された2014年4月以降、GDPの6割を占める個人消費がいつそう落ち込み、実質賃金は5年連続減少するなど景気回復の大きな障害となっている。内閣府が発表した今年7～9月期のGDP改定値は、前期に比した伸び率が先月発表された速報値よりさらに悪化し、物価の変動を除いた実質で0.6%減、1年間続くと仮定した年率では2.5%減となる。前回消費税が増税された、2014年4～6月期以来の大幅な落ち込みである。自然災害の影響もあるが、個人消費や設備投資の減少が大きく、消費不況の深刻さを浮き彫りにしている。

政府は、複数税率の導入など消費減対策に巨額の資金を投じることも予定しているが、制度を複雑にするだけで消費者にも小売業者などにも混乱をもたらすものであり、既に期待ができないという声が各所で挙げられている。

社会保障や財政再建の財源は、富裕層や大企業への優遇税制の見直し、支払い能力に応じた「応能負担」の強化、大型開発や米軍への思いやり予算、政党助成金などムダを削ることから生み出すことが可能である。消費税は、収入の少ない人ほど税負担率が高くなる逆進性が強い税金であり、「生計費非課税」の原則に反し、国民の暮らしを苦しめている。

については、国におかれては、消費税10%への増税を中止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	石 田 真 敏 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	茂 木 敏 充 殿

京都府議会議員 村 田 正 治

森林経営管理法の実施中止を求める意見書

共産

平成30年5月25日に森林経営管理法が成立し、来年4月1日に施行する予定となっている。

森林経営管理法は山林所有者に適時に伐採、造林、保育を行うことを義務づけ、義務が果たせないときに市町村に経営管理権を移行させることを可能にし、所有者が譲渡を断った場合でも知事の判断で取り上げることを可能にするなど、非常に強権的なものである。

そもそも、山林所有者が森林経営を行うことが困難になった背景には、木材価格を低下させるこれまでの林業政策によって採算が取れなくなったことがある。そうした失政の総括の無きまま、多くの山林所有者が「やる気がない」として経営管理権を取り上げようとするのは重大である。また、市町村には林業関係の専門家がない場合も多く、多大な負担を押し付けることになる。さらに、短伐期皆伐が横行することにより防災的機能を含む山林の多面的機能が低下するだけでなく、日本の森林資源の持続可能性を損なわせる危険性もある。

については、国におかれては、森林経営管理法の実施を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	石 田 真 敏 殿
農林水産大臣	吉 川 貴 盛 殿
国土交通大臣	石 井 啓 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

子どもの医療費助成を拡充し、中学卒業まで窓口無料化を求める決議

府民の暮らしに貧困と格差が広がり、「子どもの貧困」対策、子育て支援策がますます重要な課題となり、その中で、子どもの医療費について、府内のほとんどの市町村で、通院も含めて中学や高校卒業まで独自に助成制度を拡充し、窓口無料化にするなどの負担軽減策が実施されてきている。

世論と運動の広がりの中、本府でも現在開催中の「子育て支援医療助成制度あり方検討会議」では、「通院3歳から月3,000円まで自己負担」を「2,000円」「1,000円」に減額する試算などが示されているが、子育て世帯や医療関係者などからは思い切った制度拡充と負担軽減を求める声が繰り返し寄せられている。

現行制度のままの対象年齢拡充や、多少の負担軽減にとどまるのではなく、通院も中学卒業まで窓口無料化することが必要であり、これにより、市町村制度の底上げ、拡充にもつながるのである。

府内どこに住んでいる子どもも安心して医療にかかり、いのちと健康が守られるべきであり、この制度を子育てへの安心を支える制度とすべきである。

よって、京都府におかれては、本府の子どもの医療費助成制度について「通院も3歳から月3,000円までの自己負担」を撤廃し、中学卒業までの窓口無料化を速やかに実施するよう求めるものである。

以上、決議する。

平成30年12月 日

全員制の温かい中学校給食の実施を求める決議

学校給食は、児童・生徒の栄養の摂取にとって重要であるにとどまらず、食育においても大きな役割を果たすものになっている。

しかし、京都府内における中学校給食の喫食率は35.7%（2016年5月1日）と、神奈川県について全国に2番目に低く、喫食率を向上させることは、本府の子どもたちの健康を保障し、食育を推進するためにも大きな課題となっている。

さらには中学校給食を実施していない自治体で、弁当を持ってくることができない生徒が少なからず存在することも明らかになっており、子どもの貧困問題の解決にとっても喫緊の課題となっている。

保護者からも中学校給食の実施を求める声が広がり、そうした中、府内の自治体では中学校給食の実施、あるいは実施に向けた検討を始める自治体が増えている。

一方で、選択性の注文弁当を学校給食と位置づけている自治体や、そもそも学校給食法に基づかない昼食販売にとどまっている自治体もあり、改善が求められている。

よって、京都府におかれては、府内自治体の子どもたちがどこに住んでいても、小学校と同じような給食を中学校になっても食することができるよう、財政支援等自治体への支援を行うことを求めるものである。

以上、決議する。

平成30年12月 日

奨学金返済支援制度の見直し拡充を求める決議

我が国の大学生・大学院生の2人に1人が奨学金を受給しており、その多くは将来に返済が必要な貸与型奨学金である。そうした中、将来のために大学や大学院で学ぶはずが、将来にわたる返済のため結婚や出産が考えられないとの声や、奨学金の返済ができない「奨学金破産」のような衝撃的な事態も広がっている。

こうした現状の解決を求める運動が広がる中、本府でも従業員の奨学金返済支援制度を持つ中小企業を支援する、「就労・奨学金返済一体型支援制度」が昨年度の当初予算に組み込まれ、実施されている。しかし、制度利用は19社56名と徐々に伸びてはいるものの、厳しい実態に見合っているとは言い難い。制度利用の伸び悩む背景には、周知徹底の不足や中小企業が返済支援制度を持つことが必要なこと、就職から6年目までしか対象にならないことなどがある。

よって、京都府におかれては、さらに幅広い奨学金返済者へ支援の手が届くよう、制度の見直し拡充を進められるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成30年12月 日

京 都 府 議 会

森林の防災対策の抜本的強化を求める決議

今年、連続した豪雨や台風は、京都府域にも大きな被害の爪痕を残した。強風による被害は家屋の一部損壊だけで9,142棟、パイプハウスで2,131棟、さらに倒木は590箇所1,163.5haにも上った。これらはかつて体験したことがないことであり、復旧への支援策の強化が急がれる。とりわけ、倒木による森林被害は、道路や人家への影響があるところを中心に、応急対応が関係者の努力により行われたものの、雪害の心配もされる時期に入り、二次災害への不安や私有地の倒木の対応の難しさなど、新たな解決すべき課題が浮き彫りとなっている。

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、さらに地域や集落の維持等、多面的機能を有しているだけに、今後も連続する災害が予想されるもと、府域の約75%を占める森林への防災対策の観点から、これまでの取組の見直しや抜本的強化が求められている。

よって、京都府におかれては、次の点について、取組を進めるよう求めるものである。

- 1 防災対策、林業支援、森林保全等、予算の大幅な増額を行うこと。
- 2 倒木した状態で放置されている森林の実態を随時把握し、必要な倒木処理を関係者と連携して速やかに取り組むこと。
- 3 天然林を含む危険箇所の倒木による流木や土砂災害の対策は対応が急がれており、天然林も含む危険箇所についても、保安林指定などハード・ソフトともにいっそう強化すること。
- 4 急傾斜地対策工事等は前倒しして実施すること。
- 5 防災の観点から、治山対策、間伐支援など、林業や林家への抜本的支援を行うこと。

以上、決議する。

平成30年12月 日